



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
5月26日
第719号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 告 示
 - 木材業者および製材業者の登録(びわ湖材流通推進課) 1
 - 公金事務の委託(教育総務課) 4
- 公 告
 - 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課) 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) 5
- 県 税 事 務 所 公 告
 - 軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告(南部) 6
- 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告
 - 土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部、東近江) 7
 - 土地改良区定款変更認可公告(大津・南部) 8
- びわこポートレース事業庁公告
 - 一般競争入札の公告 8

告 示

滋賀県告示第263号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者および製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県西部・南部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和8年5月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

地方 機関名	木 材 業 者		製 材 業 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
西部・ 南部森 林整備 事務所	野洲市南桜156	ナイス株式会社滋賀営業所 所長 宇都宮靖央	大津市馬場二丁目10-20	膳所木材工業株式会社 代表取締役 桑原一男
	京都市中京区西ノ京東月光町1-9	辻井木材センター株式会社 代表取締役 辻井毅	大津市本堅田三丁目24-27	株式会社駒音 代表取締役 駒沢宜重
	草津市下笠町1578	山田建材 代表者 山田芳彦	野洲市堤296-2	京彦木材株式会社 代表取締役 京龍也
	草津市矢橋町287	丸寛森林土木有限公司 取締役 中本康裕	野洲市永原1093	上田産業株式会社 代表取締役 上田崇司
	大津市大平一丁目3-20	株式会社大津建材センター 代表取締役 川端徹	守山市赤野井町688	株式会社三品幸材木店 代表取締役 三品英岳
	栗東市御園1614-12	金勝生産森林組合	守山市赤野井町747-2	中井木材株式会社

	組合長理事 澤幸司		代表取締役 中井良雄
大津市秋葉台8-10	寿木材工業株式会社 代表取締役 結城光彦	栗東市蜂屋402-3	有限会社高田製材所 代表取締役 高田治
大津市本堅田五丁目6-29	澤製材所 代表 澤孝	栗東市上砥山2247-8	金勝製材株式会社 代表取締役 山元隆彦
大津市坂本本町4220	坂本森林組合 代表理事組合長 青木円学	栗東市手原一丁目6-11	中村製材有限会社 代表取締役 中村喜代彦
大津市昭和田3-22	有限会社吉村木材 代表取締役 吉村隆宏	栗東市下戸山1560	栗東木材株式会社 代表取締役 田中康人
守山市今宿一丁目1-18	株式会社森川商店 代表取締役 森川武司	大津市伊香立生津町447	有限会社川井製材 代表取締役 川井克己
栗東市荒張984	株式会社中西製材所 代表取締役 中西一方	大津市仰木五丁目1-9	株式会社仰木工業 代表取締役 岩見修夫
大津市瀬田神領町番戸谷40-1	滋賀県森林組合南部事業所 南部事業所長 三浦英樹	大津市葛川坊村町99	山形製材所 山形幸二
大津市雄琴三丁目7-11	株式会社流域デザイン 代表取締役 岩松洋	大津市平津二丁目4-9	社会福祉法人湘南学園 理事長 塚本秀一
大津市衣川三丁目2-37	株式会社伊藤源 代表取締役 伊藤由子	大津市衣川三丁目2-37	株式会社 I T O G E N 代表取締役 清水安治

滋賀県告示第264号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者および製材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和8年5月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

地方 機関名	木 材 業 者		製 材 業 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
中部森 林整備 事務所	東近江市八日市金屋三丁目5番13号	奥野材木店 奥野信昭	東近江市上平木町2396番地1	丸和産業株式会社 代表取締役 山田洋
	東近江市八日市東本町6番52号	株式会社山彦 代表取締役 田中彦嗣	東近江市市辺町2389-3	有限会社高木製材所 代表取締役 高木進
	蒲生郡日野町北畑570番地の1	株式会社滋賀ナイス 代表取締役 牧野和也	東近江市下羽田町201-2	有限会社八木商店滋賀営業所 代表取締役 八木亮人
	近江八幡市上田町175	株式会社八興 代表取締役社長 野瀬正樹	蒲生郡日野町鳥居平291	麻原製材所 麻原重一
	東近江市甲津畑町1081	蒲生木材 蒲生和春	東近江市鑄物師町965-2	臼井製材 臼井貞二
	東近江市甲津畑町1164番地	株式会社山崎木材 代表取締役 山崎良朗	蒲生郡日野町内池1034番地	株式会社山上木材 代表取締役 山上恭平
	東近江市一式町564-5	有限会社坂東林業 代表取締役 大林秀行	近江八幡市十王町898の3	株式会社辻井製材 代表取締役 辻井正光

東近江市箕川町140番地	箕川谷田林業合同会社 代表社員 谷田市郎	蒲生郡竜王町西川1333	河平木材株式会社 代表取締役 河村圭悟
蒲生郡竜王町小口 1284-1	株式会社スニエン関西 支店 取締役関西支店長 中 澤彰人	近江八幡市東川町87- 9	山真木材株式会社 代表取締役 山本昭治郎
大津市大萱4-17-30	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長 家森茂 樹	東近江市山上町3544番 地	滋賀県森林組合東近江事 業所 所長 原英児
蒲生郡日野町村井1352	綿向生産森林組合 組合長理事 山田彰一	近江八幡市永原町元 18-2	有限会社大長木材店 代表取締役 辻吉男
東近江市青野町4605- 1	高橋木材 高橋博巳	東近江市市ヶ原町117番 地	有限会社廣田木材 代表取締役 廣田盛伊
蒲生郡竜王町綾戸328- 3	村地総合木材株式会社 代表取締役 藤井行彦	東近江市鋳物師町811番 地の3	株式会社藤吉工務店 代表取締役 藤林克哉
蒲生郡日野町大窪749番 地	寺田製材所 寺田宗造	東近江市大萩町253	株式会社村山製材所 代表 村山一重
彦根市古沢町513-15- 708	ソノダ材木店 藪田敏	彦根市古沢町656番地	興和木材株式会社 代表取締役 林多喜夫
彦根市南川瀬町1403	北誠堂 北川誠	犬上郡豊郷町高野瀬519 番地	有限会社飛田木材 代表取締役 飛田剛
彦根市甘呂町1009-3	Woodyヒキダ 近辻照光	彦根市馬場一丁目2番 33号	株式会社福島建具製作所 代表取締役 弓矢清司
犬上郡甲良町長寺293番 地	上田木材株式会社 代表取締役 上田庄昭	彦根市高宮町3006	株式会社丸孝 代表取締役 馬場英吉
彦根市芹川町1286-1	小林木材工業 代表 小林靖和	彦根市出町73番地	株式会社ケレスたなか 代表取締役 田中和彦
愛知郡愛荘町安孫子825 番地	秦川山生産森林組合 組合長理事 高橋健	犬上郡多賀町富之尾801	小林製材所 小林紳悟
彦根市外町88	近江木材 戸崎隆司	彦根市高宮町2271	ウッドワーク滋賀堤木工 所 代表 堤恭之
彦根市河原三丁目4- 9	川添材木店 川添健二	彦根市川瀬馬場町333番 地	株式会社若松工務店 代表取締役 中居和富
彦根市安清町10-4	北兼材木店 北村康範	愛知郡愛荘町市917番地	箕川製材所 川嶋篤
彦根市地藏町238-2	有限会社米浅 馬場和寛	彦根市出町73番地	株式会社安藤製材所 代表取締役 安藤直毅
彦根市川瀬馬場町200番 地	滋賀県木材相互市売協 同組合 代表理事 大家博文	犬上郡多賀町富之尾 1586-4	大滝山林組合 管理者 田中一則
彦根市京町一丁目1番 4号	長谷川林材株式会社 代表取締役 角卓明	犬上郡多賀町富之尾 1296番地2	有限会社司建材 代表取締役 喜多一司
彦根市古沢町646番地	丸松木材株式会社 松田充弘	犬上郡甲良町正楽寺553 番地	有限会社榑崎木材工業所 代表取締役 北村登喜雄
彦根市大萩町2174	株式会社宮崎木材 代表取締役 宮崎公雄	犬上郡甲良町北落811- 1	シームウッド株式会社 代表取締役 辻正俊
彦根市長曾根南町494- 27	株式会社仙兆園 代表取締役 吉田浩士	東近江市桜川東町528番 地	太田木材株式会社滋賀営 業所

			代表取締役 太田貴司
犬上郡多賀町多賀571番地	OHMI Forest株式会社 代表取締役 遠城敬次	東近江市箕川町87	株式会社KUMINO 井上慎也
犬上郡多賀町多賀246番地	滋賀県森林組合東部事業所 所長 若林千枝	近江八幡市中村町690	株式会社カワサキ 代表取締役 川崎孝雄
東近江市川南町833	川南林業株式会社 代表取締役 川南政宗		

滋賀県告示第265号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年5月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 滋賀県職員生活協同組合
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第266号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年5月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 一般財団法人愛の田園振興公社
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市妹町184番地1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立八日市南高等学校の生産実習物の販売に係る販売代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第267号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県立八日市南高等学校の牛の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年5月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 茨木畜産 茨木弘文
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 京都府京都市右京区山ノ内北ノ口町22-2
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県立八日市南高等学校の牛の販売に係る販売代金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第

1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年5月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ野洲 野洲市小篠原1000番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 代表取締役 野々口剛
 - (2) 変更後 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 代表取締役 北原克哉
- 3 変更年月日 令和8年4月1日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年4月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
野洲市環境経済部地域経済振興課 野洲市小篠原2100番地1
 - (2) 縦覧期間 令和8年5月26日から令和8年9月28日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和8年9月28日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年5月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)万代堅田店 大津市今堅田二丁目20番1ほか
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 一部浸水想定区域に含まれるため留意されたい。
 - (2) 令和4年4月1日に施行された大津市交通安全条例(令和3年大津市条例第59号)第7条では、住宅、事業所その他の施設において工作物を配置する等の場合、道路の見通しを確保できるように、市は市民および事業者による取組を推進することを定めている。特に、交差点付近、敷地出入口付近、交差点付近および緑地部分について、見通しの確保に配慮すること。
 - (3) 事業内容について、地元の学区自治連合会および近隣の自治会長に説明し、当該自治会等から要望があつた場合は、適切に対応すること。また、事業内容の説明結果を大津市市民部自治協働課に報告すること。
 - (4) 「大規模建設等事業に係る事前配慮届出準備書に関する意見書」のとおり。
 - (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条に基づき自己処理(大津市の許可業者への委託を含む。)等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (6) ごみの減量、再資源化に努めること。
 - (7) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年大津市条例第17号)第30条に基づく保管庫を設置すること(カタログ等添付要)。また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
 - (8) 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則(平成6年大津市規則第45号)第16条の保管基準を遵守すること。
 - (9) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。

- (10) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3および第16条の4の規定に基づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書を提出すること。
- (11) 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成26年大津市条例第11号)第2条第4号の特定事業に該当し、かつ、条例第10条ただし書きに該当しない場合は、同条に基づき、あらかじめ許可を受けること。ただし、同条第2号に該当する場合は、同条例第35条の2に基づき、土砂等の搬入をする前に届出をすること。
- (12) 埋立て等の根拠および規模にかかわらず、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条に基づき、同条例第6条で規定する土壌安全基準(28項目)に適合しない土砂等を使用しないこと。
- (13) 建設工事および事業活動に伴って生じる産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条および第12条の2に基づき適正に処理すること。
- (14) 路外駐車場で、一般公共に供する部分の面積が500㎡以上のもので駐車料金を徴収する場合は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条および第13条による届出を行う必要があるため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
- (15) 当該区域内の建物や塀、土地に会社名や住所、業務内容、宣伝等を記載した看板や広告物(広告板や広告旗、横断幕など)を表示する際には、広告物の種類や大きさ、内容などによって大津市屋外広告物条例(平成20年大津市条例第53号)等による許可が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行うこと。
- (16) 当該事業計画については、令和7年7月17日付け大都開第116号で都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく適合証明書(60条証明)を交付している。60条証明の申請内容と当該事業内容に相違が生じた場合は再度協議が必要となるため、留意すること。
- (17) 当該申請地付近の道路は、堅田小学校、真野小学校および堅田中学校の通学路および校区に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図ること。また、該当校への事前説明および要件協議書への説明経過報告書の添付をすること。
- (18) 該当校への説明は、工期・工事用車両の進入経路と出入りの時間帯等が具体化された段階においても行うとともに、該当校と必要な協議を行うこと。該当校においては、その協議結果に基づき、通学路の変更や保護者・スクールガード等との情報共有を適宜行う必要が生じる可能性もあることから、着工前のできるだけ早い段階で説明・協議を行うこと。
- (19) 当該地の接続先道路(市道北2202・2207・2214号線、県道高島大津線)は、多数の児童生徒が登下校に利用する通学路であるため、駐車場出入口と接続先道路の接道部分については、関係課と協議して、道路の見通しや歩行者の横断時の安全が確保されるよう整備(カーブミラーの設置など)すること。なお、開発事業に伴い発生した問題は開発者において解決すること。
- (20) 大津市消防施設等設置基準に基づく消防水利の設置等について、大津市消防局警防課と協議すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和8年5月26日から令和8年6月26日まで

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和8年5月26日

滋賀県南部県税事務所長 大 田 伸 行

特別徴収義務者 証 票 番 号	特別徴収義務者住所	特別徴収義務者氏名	亡失年月日
第200212号	東近江市五個荘築瀬町11-3	藤野商事株式会社 (グリーンアップル草津西)	令和8.3.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、上田上土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年5月26日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	羽 野 正 清	大津市平野一丁目5番23号

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	奥 村 茂 也	大津市平野一丁目10番16号

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年5月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 江 弘 嗣	近江八幡市大中町3番地
〃	鈴 木 睦 雄	同 所23番地
〃	徳 田 為 宏	同 所26番地
〃	橋 場 芳 明	同 市安土町大中12番地
〃	元 島 拓 雄	同 所11番地
〃	松 井 信 夫	同 所37番地
〃	藤 村 久 憲	東近江市大中町38番地
〃	村 林 誠	同 所34番地
〃	木 下 昌 和	同 所58番地
〃	東 房 男	近江八幡市白王町719番地
〃	湯ノ口 孝 生	東近江市栗見新田町680番地
〃	井 上 正 人	近江八幡市安土町下豊浦4997番地
〃	岩 波 明 美	同 市大中町30番地
〃	蒲 生 則 子	同 市島町1555番地
監 事	高 井 茂	同 市大中町22番地
〃	田 中 清 人	同 市安土町大中30番地
〃	石 神 隆 正	東近江市大中町43番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	徳 田 為 宏	近江八幡市大中町26番地
〃	山 中 英 之	同 市中村町33番地2
〃	杉 林 茂 樹	同 市鷹飼町430番地9
〃	橋 場 芳 明	同 市安土町大中12番地
〃	谷 治 雄	同 所34番地
〃	坪 田 弘 次	同 所66番地
〃	藤 村 久 憲	東近江市大中町38番地
〃	田 中 博	同 所8番地

〃	木下昌和	同 所58番地
〃	中西與始嗣	近江八幡市白王町1445番地3
〃	井上正人	同 市安土町下豊浦4997番地
〃	宮居伝	東近江市伊庭町2053番地
〃	岩波明美	近江八幡市大中町30番地
〃	蒲生則子	同 市島町1555番地
監事	竹内秀企	同 市鷹飼町南四丁目2番地1-503号
〃	樋廻哲也	同 市安土町大中27番地
〃	木下則幸	東近江市大中町9番地1

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、草津用土地改良区の定款の変更は、令和8年5月19日に認可した。

令和8年5月26日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

びわこボートレース事業庁公告

一般競争入札の公告

滋賀県びわこモーターボート競走場都市ガス供給業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年5月26日

滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡 辺 正 人

1 入札に付する事項

- 業務名および数量 びわこモーターボート競走場都市ガス供給業務 一式
- 業務の内容等 びわこモーターボート競走場における都市ガス供給業務。詳細は入札説明書別冊仕様書による。
- 履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで(定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日について、定例検針日に合わせて変動するものとする。)
- 履行場所 びわこモーターボート競走場(大津市茶が崎1番1号)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:燃料・油脂・電力 小分類:都市ガス

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者である

こと。

イ 入札参加資格確認の申請時までに適正な大口ガス供給条件等を定めていること。

ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書

ウ ガス事業法第3条の規定に基づくガス小売事業者としての登録が確認できる書類

エ 適正な大口ガス供給条件等を定めていることが確認できる書類

(2) 提出期間 令和8年5月26日(火)から令和8年6月10日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(3) 提出場所 滋賀県びわこボートレース事業庁 施設警備係 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122 郵送も可とする(書留郵便に限る。)

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和8年6月16日(火)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県びわこボートレース事業庁に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和8年6月19日(金)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出して説明を求めることができる。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県びわこボートレース事業庁 大津市茶が崎1番1号 TEL 077-522-1122 FAX 077-523-5240 電子メール nc00@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和8年5月26日(火)から令和8年6月25日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページからダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書の提出期間 令和8年6月17日(水)から令和8年6月25日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 持参による場合 入札書を(5)に示す提出期間内に(1)に示す場所に持参すること。

イ 郵送による場合 入札書を(5)に示す提出期間内に(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和8年6月26日(金)14時 びわこモーターボート競走場 5階小会議室

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県モーターボート競走事業会計規程(令和8年滋賀県びわこボートレース事業庁規程第21号)、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者の決定の判断には入札書の入札金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県モーターボート事業会計規程第112条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県びわこボートレース事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県モーターボート競走事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

- (1) 代理人の入札 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し同じ印を押印すること。
- (2) くじによる落札者の決定 同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (3) 再度入札 各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (4) 書換え等の禁止 一度提出した入札書は書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (5) 契約書の提出 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、契約の締結は、電子契約または書面契約により行うこととし、電子契約による場合には、契約書案の文言に必要な修正を行う。
- (6) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (8) 入札の参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (9) その他詳細は、入札説明書等による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for city gas at Biwako Motor Boat Racing Course
- (2) Application submission deadline : 17:00, June 10, 2026
- (3) Deadline for tender : 17:00, June 25, 2026
- (4) For further information, contact : Biwako Boat Race Operations Agency (Biwako Motor Boat Racing Course) , Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, 1 - 1 Chagasaki, Otsu-shi, Shiga 520 - 0023 Japan TEL 077-522-1122